

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）に関する意見募集の結果について

令和7年3月21日

こども家庭庁支援局家庭福祉課

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）については、令和7年2月5日（水）から同年2月18日（火）までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて国民の皆様から御意見を募集しました。

いただいた御意見の要旨とそれに対するこども家庭庁の考え方については、別表のとおりです。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみを示しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも児童福祉行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の要旨及びそれに対する考え方

御意見の要旨	それに対する考え方
<p>「母子家庭」「父子家庭」「母子家庭等」と用語を使い分けず、広く「ひとり親家庭」と包括した方が良いのではないか。</p>	<p>母子家庭を取り巻く環境と父子家庭を取り巻く環境が異なっており、母子家庭、父子家庭それぞれの特性に応じたきめ細かな支援を展開することが求められていることから、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」の根拠法である母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づいて、「母子家庭」「父子家庭」「母子家庭等」と使い分けています。</p>
<p>基本方針の名称について「母子家庭等及び寡婦」を「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦」に改めるべきではないか。また、「寡夫」を対象に含めるべきではないか。</p>	<p>基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づく名称であり、同法第6条第5項において母子家庭等を「母子家庭及び父子家庭」と定めています。「寡夫」については同法の対象としていないことから、基本方針の対象にも含めておりません。</p>
<p>「約7割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない」を「約7割の離婚母子家庭は養育費を受け取っていない」に修正すべきではないか。</p>	<p>母子家庭の収入状況に係る記載として、養育費の支払状況を記載したものであり、ご意見として承ります。</p>
<p>「親の扶養義務の履行」を「親の養育義務の履行」に修正すべきではないか。</p>	<p>「扶養義務の履行」については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条の規定に基づく表現となります。</p>
<p>親の扶養義務の履行を確保するための施策として、現に子の監護を行っていない別居親への支援を追記すべきではないか。</p>	<p>今回基本方針に追記した親支援講座をはじめ、養育費・親子交流の履行確保に係る取組は離婚前後の父母双方に行っています。</p>

<p>親子交流の実施に当たって、こどもが意見を表明できるように支援を行う旨追記すべきではないか。</p>	<p>親子交流の支援に当たり、こどもの意見を尊重すべき旨を今回の見直しで追記しております。</p>
<p>関係機関相互の協力の部分で、ひとり親家庭の抱える課題にはヤングケアラーを含む旨記載すべきではないか。</p>	<p>記載としては介護・障害といった状態に着目しており、ご意見として承ります。</p>
<p>児童扶養手当の支給要件の確認手続において、確認が必要と個別に判断がなされる場合とは、具体的にはどのような場合を指すのか。</p>	<p>個別の判断を要する場合として、児童扶養手当については、事実婚の状態にある場合には支給を行わないこととしており、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在するかどうかを判断しています。</p>
<p>母子生活支援施設の要保護児童対策地域協議会等への参画を明確化してほしい。</p>	<p>「支援を必要とするひとり親家庭が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 2 項に規定する支援対象児童等と認められる場合に速やかに適切な保護を図るため、母子・父子自立支援員、母子生活支援施設等のひとり親家庭への支援に従事する相談員や関係機関、民間団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすることが考えられる」と今回の見直しで追記しております。</p>
<p>養育費の取決め及び親子交流の実施に当たって、当事者の精神的負担に配慮すべき旨追記すべきではないか。</p>	<p>「児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流が適切でない場合があり、こどもの意見を尊重すべきこと」、「親子交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実施が適切になされるよう」支援を行う必要があることについて記載しており、ご意見として承ります。</p>
<p>基本方針の対象となる母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について、外国人は含まれるのか。</p>	<p>外国人の方も含まれます。</p>